

仕様書

1 業務名

令和8年度子育てし大県“さが”SNS情報発信業務

2 業務の目的

佐賀県では結婚、出産、子育ての希望がかなう環境を整え佐賀で子育てをしたい。と思つてもらえる佐賀県づくりを推進する「子育てし大県“さが”」プロジェクト（以下「当プロジェクト」という。）に取り組んでいる。

当プロジェクトで取り組んでいる事業や子育て施策などを周知することにより、県民が結婚、出産、子育てに対して夢や希望がもてるようにすることを目的とする。

3 委託業務内容

(1) 子育てし大県“さが”SNS情報発信業務について

下記SNSにおいて、友だち登録者数やフォロワー数増のための企画・実施、並びに当プロジェクトで取り組む事業や子育て施策などについての定期的な情報発信を行うこと。

SNS	LINE	Instagram
アカウント名 / 名前	子育てし大県“さが”	子育てし大県さが【公式】
ID / ユーザーネーム	@sagakosodate	@sagakosodate_official
友だち登録者数/ フォロワー数	35,835人 (R8.1月現在)	4,826人 (R8.1月現在)

ア ターゲット

佐賀県内の子育て世帯（主に未就学児～小学生低学年程度の子どもを子育て中の方）

イ 成果目標

- ・子育てし大県“さが”LINE公式アカウントの友だち登録者数4万5千人 (R8年度末)

- ・子育てし大県“さが”Instagram公式アカウントのフォロワー数900名増

ウ 統一イメージの設定

子育てし大県“さが”のイメージを損なわないよう、子育てし大県“さが”SNSを周知するための広報内容や、SNSでの配信内容、広報物の文章、デザインは一貫性や統一性を保ったものにすること。

エ LINEに関する業務

(ア) LINEの特徴・機能を積極的に活用し、子育て世代への効果的な子育てし大県“さが”プロジェクトの周知と友だち登録促進につなげる広報の企画。

〔企画の留意点〕

- ・子育てし大県“さが”LINE公式アカウントのアカウント管理者として、情報の配信・管理を行うこと。

- ・子育て情報を少なくとも週1～2回程度配信すること。
- ・子育て応援パスポート、子育て応援の店検索機能との連携を図ること。

オ Instagramに関する業務

- (ア) Instagram の特徴・機能を積極的に活用し、子育て世代への効果的な子育てし大県“さが”プロジェクトの周知とフォロワー数増加につなげる広報の企画。

[企画の留意点]

- ・子育てし大県“さが”Instagram 公式アカウントのアカウント管理者として、情報の配信・管理を行うこと。
- ・フォロワーとのやりとりができ、フォロワー数増や、フォロワーの離脱者を防ぐことにつながるもの。
- ・新規転換フォロワー率7% (R8.1月現在) 程度を維持できるよう、企画・配信すること。
- ・配信したものを、子育てし大県“さが”ポータルサイトにも掲載するため、配信データを共有すること（掲載は県で行う）。

カ 子育てし大県“さが”公式SNS共通に関する業務

- ・LINEとInstagramの配信内容については、必ずしも同様の内容を発信しなくてもよいが、LINEとInstagramの性質・特徴を捉え、各SNSの機能を積極的に活用し連携させ、企画・配信すること。
- ・幅広い情報発信を図るため、インフルエンサー等を効果的に活用すること。なお、特定のインフルエンサー等に偏ることがなく、県と協議の上、対応すること。
- ・登録者の属性として、男性登録者、男性フォロワーが少ないため、左記を獲得する企画を展開すること。
- ・掲載案（デザイン・イラスト・文章を含む）の制作、校正確認を行い配信すること。
- ・効果的・効率的な配信計画を作成し、掲載内容、掲載日は県と協議の上決定すること。
- ・業務遂行にあたり、県との積極的なコミュニケーション体制を構築し進めること。
- ・プランの追加や変更、SNS広告、デザイン等の制作費用、インフルエンサー等活用の費用は、委託料の中から負担すること。

キ 事業効果の分析・検証及びフィードバック

- ・本業務による効果を適切な方法で把握し検証を行うこと。
- ・分析結果について、毎月フィードバック（対面もしくはWEBミーティング）を行うこと。
- ・分析結果をもとに今後の方針を県と協議し、柔軟に対応すること。
- ・業務完了時には業務完了報告書に記載すること。

4 事業の企画立案・実施に係る留意事項

- (1) 受託者は業務を確実に遂行できるよう、実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと。受託者は工程表に大きく変更が生じた場合は、その都度工程表を作成し県に提出すること。
- (2) 本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を1名配置し、適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。打ち合わせを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出すること。外部組織、協力会社などが存在する場合は、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

5 委託業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 納品物

- (1) 実施計画及び行程表
[部数：各1部 媒体：紙およびデータ 提出時期：令和8年4月中旬]
- (2) 業務完了報告書
[部数：1部 媒体：紙およびデータ 提出時期：業務完了時]
- (3) 当事業で作成した印刷物データ（Aiデータ、PDFデータ）、記録写真データ、動画データ（動画を撮影した場合）、効果検証データ、資料データ等
[部数：1部 媒体：CD等 提出時期：業務完了時]
- (4) 本業務において作成した資料、広報物等
[部数：3部 媒体：現物 提出時期：作成時]
- (5) その他佐賀県が受託者と合意の上、成果物として提出を求めるもの本業務によって制作された以下のものについて、成果物として佐賀県へ提出すること

7 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について適宜佐賀県こども未来課に報告する。
- (3) 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものし、佐賀県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
 - ア 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS等での公開
 - イ 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動
- (5) (4) 以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議のうえ、

定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとし、県は責任を負わない。

- (6) 業務の遂行にあたり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、受託者が著作権処理等を行うこと。
 - (7) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。
 - (8) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県こども未来課に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
 - (9) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を順守しなければならない。
 - (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県こども未来課と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県こども未来課の職員等関係者と連絡を密にし、遗漏の無いようにすること。
 - (11) 本事業の参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
 - (12) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたと佐賀県こども未来課が判断した場合には、佐賀県こども未来課の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。
- なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県こども未来課の協議によることとする。